

長浜市総合計画審議会規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 2 9 号

長浜市総合計画審議会規則の一部を改正する等の規則

(長浜市総合計画審議会規則の一部改正)

第 1 条 長浜市総合計画審議会規則（平成25年長浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「策定」の次に「及び推進」を加え、同条第 2 号を第 5 号とし、同条第 1 号の次に次の 3 号を加える。

- (2) 長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (3) 長浜市過疎地域持続的発展計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 長浜市定住自立圏共生ビジョンの策定及び推進に関すること。

(長浜市地域経営改革会議規則の廃止)

第 2 条 長浜市地域経営改革会議規則（平成25年長浜市規則第59号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。